平成26年 第1回

仁木町議会定例会会議録(2日目)

開 会 平成26年3月10日

散 会 平成26年3月10日

仁 木 町 議 会

平成26年第1回仁木町議会定例会(2日目)議事日程

◆日 時 平成26年3月10日(月曜日)午前9時30分 開会

◆場 所 仁木町役場 3階議場

◆議事日程

日程第1	会議録署名議員の指名		
日程第2	一般質問		
日程第3	議案第6号	平成26年度余市郡仁木町一般会計予算	
日程第4	議案第7号	平成26年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計予算	
日程第5	議案第8号	平成26年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計予算	
日程第6	議案第9号	平成26年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計予算	
日程第7	議案第4号	社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費	
		税法の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例	
		の制定について	

日程第8 議案第5号 ふれあい遊トピア公園及び仁木町民スキー場の指定管理者の指定について

平成26年第1回仁木町議会定例会(2日目)会議録

 開
 会
 平成26年3月10日
 午前9時30分

 散
 会
 平成26年3月10日
 午後1時53分

議長横関一雄

出席議員(8名)

1 番 野崎明廣 2 番 住吉英子 3 番 嶋田 茂

4 番 宮 本 幹 夫 5 番 大 野 雅 義 6 番 林 正 一

7 番 上村智恵子 8番 横関一雄 9番 山下敏二

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者

町 長 佐藤聖一郎 教育委員会委員長 髙木 憭 一

副 町 長 美濃英則 教 育 長 角谷義幸

総務課長岩井秋男教育次長嶋井康夫

財 政 課 長 岩 佐 弘 樹 農業委員会会長 天 野 信 文

会計管理者 鹿内力三 農業委員会事務局長 (川北 享)

企 画 課 長 鈴 木 昌 裕 選挙管理委員会委員長 芳 岡 廣

住 民 課 長 門 脇 吉 春 選挙管理委員会書記長 (岩 井 秋 男)

ほけん課長泉谷享

農政課長川北享

建設課長林典克

議会事務局職員出席者

事務局長 浜野 崇

議事係主任 松岡亜希

開 会 午前 9時30分

○議長(山下敏二)おはようございます。これから会議を始めたいと思います。

只今の出席議員は、9名です。これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長(山下敏二)日程第1『会議録署名議員の指名』を行います。 3月7日に引き続き、1番・野崎君及び2番・住吉君を指名します。

日程第2 一般質問

〇議長(山下敏二)日程第2『一般質問』を議題とします。 4名の方から6件の質問があります。

- ○議長(山下敏二)最初に、「認知症支援策の充実について」、以上1件について、住吉議員の発言を許します。
- ○2番(住吉英子)議長。
- 〇議長(山下敏二)住吉君。
- ○2番(住吉英子)認知症支援策の充実について、質問させていただきます。

我が国では高齢化の進行とともに、認知症の人数も増加しています。厚生労働省によると、65歳以上の高齢者では、平成22年度時点の推計値で7人に1人程度(約439万人、全体の15%)が認知症とされています。また、認知症になる可能性があるMCI(正常と認知症の中間とも言える状態のこと)を加えると、4人に1人(約819万人、全体の28%)の割合になり、MCIの方のうち年間10~15%が認知症に移行するとされています。年齢を重ねるほど認知症の発症する可能性が高まり、今後も増え続けると予想されています。認知症を発症しても、引き続き住み慣れた地域で暮らすことができる社会の実現を目指すため、厚生労働者では、平成25年度から認知症施策推進5か年計画(オレンジプラン)を開始していますが、町長は認知症支援策の充実について、具体的にどのような施策を考えているのかお伺いいたします。

また、各市町村で認知症サポーター養成講座が行われるようになってから数年が経ち、平成24年6月末時点で全国に300万人を超える認知症サポーターが誕生していますが、本町に認知症サポーターはいるのでしょうか。併せてお伺いいたします。

- ○町長(佐藤聖一郎)議長。
- 〇議長(山下敏二)佐藤町長。
- ○町長(佐藤聖一郎)住吉英子議員からの「認知症支援策の充実について」の質問にお答えいたします。

1点目の「町長は認知症支援策の充実について、具体的にどのような施策を考えているのか」についてでありますが、認知症を発症しても引き続き住み慣れた地域で暮らすことができる社会の実現を目指すため、厚生労働省では平成25年度から認知症施策推進5か年計画(オレンジプラン)を開始しております。オレンジプランの趣旨は、認知症の高齢者を早期に発見することで、少しでも早く適切な医療や介護のケ

アを開始し、住み慣れた地域でそのまま暮らし続けていけるよう、施設介護から在宅介護へ移行すること を目標としております。本町ではオレンジプランは策定しておりませんが、認知症につきましては各種支 援策を行っております。早期予防対策といたしまして、現在、平成26年度に向け後志広域連合と連携し、 3年に一度の日常生活圏域ニーズ調査を実施しております。本調査では、認知症予防が必要なリスクのあ る該当者を早期に発見することができる調査項目が含まれており、調査集計結果から情報を把握すること で、早期発見はもとより進行の予防も含めて早期診断の必要な高齢者には早期受診、更には必要な介護保 険サービスなどが受けられるよう対応してまいります。また、見守り体制の充実につきましては、昨年、 コープさっぽろと高齢者の地域見守り活動に関する協定を締結いたしました。更に、町独自の見守りサー ビスも継続し、今後も医療機関、警察、消防、社会福祉協議会などの関係機関等と地域ケア会議を活用し、 他職種の方々と情報の交換や共有化を図り、認知症の高齢者を支え合う意識を育ててまいります。認知症 予防対策につきましては、仲間づくりや運動、脳の活性化が必要なってまいります。本町内では、平成24 年度にふまねっと運動のサポーター、インストラクターのボランティア団体が設立され、歩行機能の改善 のほか、認知機能や記憶力の低下を予防するための活動しております。介護予防講習会のほか、仁木、然 別、銀山地域では、認知症の方も含めリスクの高い方も参加できるよう集う場の提供や運動の普及に取り 組んでおります。認知症の方の支援につきましては、予防講習会、いきいきクラブ、集う場などへの参加 を促進し、閉じこもりを予防してまいります。更に、ケアプランに基づき、デイサービスやデイケアなど のサービスを利用することで、認知症の進行を少しでも遅らせるとともに、家族の介護負担の軽減を図っ てまいります。

2点目の「本町に認知症サポーターがいるのでしょうか」について、申し上げます。認知症サポーターは、認知症サポーター養成講座を受講することで資格を得ることになります。本町におきましては、昨年12月末現在で79名の方々が受講を終えております。現在、本町には認知症サポーターを養成する有資格者でありますキャラバンメイトが3名おりまして、その方々を講師として、平成19年度から毎年1回「認知症の高齢者を地域で支えるために」の研修を養成講座として開催してまいりました。今年度も講演会形式で3月26日に開催を予定しております。今後も予防運動の普及啓発に努め、認知症に対する正しい理解を図り、平成29年度には認知症サポーターの120名の養成を目指し取り組んでまいりたいと考えております。以上でございます。

- ○2番(住吉英子)議長。
- 〇議長(山下敏二)住吉君。
- **○2番(住吉英子)**本町におきましての各種認知症支援策の答弁をいただきまして、その内容について質問させていただきます。

最初に、平成26年度に向け後志広域連合と連携し、3年に一度の日常生活圏域ニーズ調査を実施されているとのことですが、調査対象、また、調査の内容についてお伺いいたします。

- 〇町長(佐藤聖一郎)議長。
- 〇議長(山下敏二)佐藤町長。
- ○町長(佐藤聖一郎) 只今の質問に関しまして、泉谷課長の方からご説明申し上げます。
- ○ほけん課長(泉谷 享)議長。
- ○議長(山下敏二) 泉谷ほけん課長。

○ほけん課長(泉谷 享)3年に一度の日常生活圏域調査、広域連合が実施しておりますこの調査につきましては、第6期の介護計画策定に資するための調査ということで、仁木町の高齢者を対象に実施しております。調査内容等につきまして、今ちょっと手元に資料がないものですから、詳しい答弁ができません。申し訳ありませんけども、ちょっと休憩をいただいて説明したいと思います。よろしいでしょうか。

- ○町長(佐藤聖一郎)議長。
- ○議長(山下敏二)佐藤町長。
- 〇町長(佐藤聖一郎)休憩をお願いします。
- ○議長(山下敏二) 暫時休憩します。

休 憩 午前 9時39分

再 開 午前 9時41分

- ○議長(山下敏二)休憩前に引き続き、会議を開きます。只今の出席議員は、9名です。 只今の住吉君の質問に対する答弁を求めます。
- ○ほけん課長(泉谷 享)議長。
- ○議長(山下敏二)泉谷ほけん課長。
- **○ほけん課長(泉谷 享)**時間をいただきまして、申し訳ございませんでした。

日常生活圏域ニーズ調査について、ご説明申し上げます。対象者は、町内の65歳以上で介護認定を受け ていない高齢者となります。仁木町全体では、ニーズ調査対象者が989名、そのうち喪失されている方、死 亡1名、転出2名ございまして、送付者は986名でございます。調査の方法につきましては、郵便による調 査を実施いたしました。広域連合より調査票の発送を行い、同封している返信用封筒により広域連合へ提 出となっております。調査の具体的内容でありますけれども、これにつきましては家族状況、問1として、 あなたのご家族や生活状況についてという家族状況の調査をしております。問2で運動、閉じこもりにつ いてということで、運動、閉じこもりに関する各種質問、それから問3については、転倒についてという ことで、各種質問をしております。4番目といたしまして、問4で口腔、口のケアですけれども口腔、それ から栄養についてということで、質問を設定しております。問5につきましては、物忘れについて、これ の部分が認知症の調査項目に該当すると思います。その質問がありまして、続いて問6として、日常生活 について、バスや汽車で一人で外出できるか、日用品の買い物ができるか等の質問をしております。問7 で社会参加についてということで、年金等の書類が書けるかどうか、新聞、本、雑誌などを読んでいるか どうか、そういう社会参加についての質問をしております。問8で健康についてということで、普段ご自 分の健康をどう思われるか、現在治療中、又は後遺症のある病気はあるか、現在、医師の処方した薬を飲 んでいるか、それら健康についての質問を設定しております。最後に、その他ということで自由記載方式 でですね、現在生活する中で一番困っていることは何か、また、介護保険についての要望や意見はあるか、 広域連合を知っているか、広域連合に対しての要望や意見があるか、これらを自由記載していただくよう な調査内容となっております。以上でございます。

- ○2番(住吉英子)議長。
- 〇議長(山下敏二)住吉君。
- ○2番(住吉英子)対象者が986名ということで、広域連合の方に返送されるんでしょうけれども、回収率

と言いますか、それはどのぐらいで、それから見えてくるもの、課題というのはどのようなものがあるか。 それは、後志広域連合の方からも通達は来るんでしょうか。

- ○ほけん課長(泉谷 享)議長。
- ○議長(山下敏二)泉谷ほけん課長。
- **○ほけん課長(泉谷 享)**回収率等についてはまだ詳しい情報は来ておりませんけれども、広域連合で今後行う介護計画の策定委員会等で、これらの解決すべき課題、それから質問内容によって浮き彫りになった問題等をですね、審議していく形になります。以上です。
- ○2番(住吉英子)議長。
- 〇議長(山下敏二)住吉君。
- ○2番(住吉英子)調査項目が非常に多いですので、高齢者の方はなかなかこの記入するということが大変な方もいるんではないかと思います。その返送されていない方に対して、また、町として何かその聞き取り調査なり、何かすることはあるんでしょうか。
- 〇ほけん課長(泉谷 享)議長。
- ○議長(山下敏二)泉谷ほけん課長。
- **○ほけん課長(泉谷 享)**2月の末が提出期限だったと思うんですけれども、それまでにですね、書かれて提出されてない方については、担当の方からですね、電話等で出してくださいという働きかけはしております。また、締め切った後にその回答率等がわかりましてですね、回答率が低かった場合には、個別に聞き取り等を検討していきたいと思います。以上です。
- ○2番(住吉英子)議長。
- 〇議長(山下敏二)住吉君。
- 〇2番(住吉英子)現在、本町の高齢化率は65歳以上で35.7%、独居高齢者は35.9%となっておりますが、 認知症の現状とこれからの推移について、お伺いしたいと思います。また、この認知症の人の居場所別の 内訳について、在宅介護ですとか介護施設等把握されていましたら、その人数もお知らせください。
- 〇ほけん課長(泉谷 享)議長。
- ○議長(山下敏二)泉谷ほけん課長。
- **○ほけん課長(泉谷 享)**まず、認知症の状況でありますけれども、介護保険を申請して認定調査や主治 医意見書から認定調査票を記入するわけですけれども、II a以上の部分が認知症というふうに判断すると、現在、平成24年10月1日以降の申請で6月30日までですけれども、II a以上が全体で56件、56件の方が認知 症であるというふうにおさえております。地域別、また、施設別については、まだ詳しい調査をしておりませんので、全体で56件の方が町内にいるというふうなことでございます。以上です。
- ○2番(住吉英子)議長。
- 〇議長(山下敏二)住吉君。
- ○2番(住吉英子) これから調査された内容で、また、これからの認知症の推移というのがわかってくる のかなと思うんですけれども、在宅で介護とかっていう部分はおさえていますか。
- ○ほけん課長(泉谷 享)議長。
- ○議長(山下敏二)泉谷ほけん課長。
- **○ほけん課長(泉谷 享)**申し訳ありません。そこまではおさえておりません。

- ○2番(住吉英子)議長。
- 〇議長(山下敏二)住吉君。
- ○2番(住吉英子) これからそういう在宅ですとか、また、介護施設等の内訳等、調べていただきたいと思います。

次に、町独自の見守りサービス等はされているということなんですけれども、具体的にどのようなこと なのかお聞きします。

- 〇ほけん課長(泉谷 享)議長。
- ○議長(山下敏二)泉谷ほけん課長。
- **○ほけん課長(泉谷 亨)**町独自の部分といたしましては、見守りでいきますと高齢者事業団に委託して おりますハートコールサービス、これが町独自の部分になるかなと思います。以上です。
- ○2番(住吉英子)議長。
- 〇議長(山下敏二)住吉君。
- ○2番(住吉英子)この1件ということなんですね。

次に移ります。認知症の困難事例は、他職種連携により解決する必要があると思います。医療職だけでは解決できない問題も多く、また、行政や福祉職だけでは解決できない課題も多くなり、そこで医療と介護の連携が必要になってくると思います。また、顔の見える関係を構築していくためにこの大事な地域ケア会議と思いますが、この地域ケア会議は、開催単位はどのようになっているのかお聞きします。

- ○ほけん課長(泉谷 享)議長。
- ○議長(山下敏二)泉谷ほけん課長。
- **○ほけん課長(泉谷 享)**開催の状況でありますけれども、過去の、定期的に1年に1回という部分ではなくてですね、過去にそういう会議が必要になった場合、随時開催するという状況になっております。以上です。
- ○2番(住吉英子)議長。
- 〇議長(山下敏二)住吉君。
- ○2番(住吉英子)過去にそれは、何回必要に応じての場合ですけれども、何回ぐらい会議はされている んですか。
- 〇ほけん課長(泉谷 享)議長。
- ○議長(山下敏二)泉谷ほけん課長。
- **○ほけん課長(泉谷 亨)**申し訳ありません。過去の開催回数まではちょっとおさえてございませんでした。
- ○2番(住吉英子)議長。
- 〇議長(山下敏二)住吉君。
- ○2番(住吉英子)大事な会議だと思いますので、また、それをすることによって支援のアップにもなる と思いますので、回数を多く取っていただければと思います。

次に、認知症施策推進5か年計画(オレンジプラン)で、認知症カフェを今後の柱の一つとして位置づけております。日常でおかしいと感じ始めた人がいきなり病院に行くのはハードルが高い。そこで、カフェに気軽に足を運んでもらい早期発見、治療に繋げる、また、交流を通じて症状の進行を遅らせていくな

どの効果もあります。カフェ活動の形態は様々ですが、認知症の人と家族、地域住民、医療、介護従事者など誰もが集える場として定義され、各地で取り組みが始まっているところです。厚生労働省も2013年度から開設を推進する自治体に事業費補助を始めています。本町においても、認知症予防を促進するためのカフェの取り組みについてお伺いしたいと思います。

- ○町長(佐藤聖一郎)議長。
- 〇議長(山下敏二)佐藤町長。
- 〇町長(佐藤聖一郎) 只今、住吉議員からの質問にお答えいたします。

議員仰せのとおりですね、先日も余市町で講演が「認知症について学び語り合う会」というものが行われましたけれども、その際ですね、小畑氏が認知症は早期治療で悪化を防ぐことができるというふうに述べておりました。町といたしましても、そういう早期発見に努めるために、また、予防という意味を考えてもそういう集う場を設けてですね、そういう高齢者の見守りといいますか、そういう予防を行えるような施設が必要だというふうにも考えております。その辺も含めて今後、町として検討してまいりたいというふうに考えております。以上です。

- ○2番(住吉英子)議長。
- 〇議長(山下敏二)住吉君。
- ○2番(住吉英子)前向きに取り組んでいただきたいと思います。

次に、認知症サポーターについてお伺いいたします。現在、本町で79名のサポーターがいらっしゃるということですが、内訳で性別、年代別はどのようになっているのかお願いします。

- ○ほけん課長(泉谷 享)議長。
- ○議長(山下敏二)泉谷ほけん課長。
- **○ほけん課長(泉谷 享)**今、手元にあるのがですね、メイトの数とそれからサポーターの総数、そして総 人口に占める割合等の資料しかございませんので、ちょっとお時間いただいてよろしいでしょうか。
- ○町長(佐藤聖一郎)議長、休憩をお願いします。
- ○議長(山下敏二) 暫時休憩します。

休 憩 午前 9時55分

再 開 午前10時00分

- ○議長(山下敏二)休憩前に引き続き、会議を開きます。只今の出席議員は、9名です。 只今の、住吉君の質問に対する答弁を求めます。
- ○ほけん課長(泉谷 享)議長。
- ○議長(山下敏二)泉谷ほけん課長。
- **○ほけん課長(泉谷 享)** それでは、サポーターの年齢構成、それから男女別の構成について、ご報告申し上げます。

40代が8名、50代が8名、60代が18名、70代が16名、80代が29名で、合計79名。男女の内訳でありますけれども、大部分が女性でありまして、40代が男性が2人、50代の男性が2人、そして60代の男性が4人ということで、他はすべて女性でございます。それと、先ほどの質問の中で、私、見守りの部分を、ハートコールの部分をですね、高齢者事業団というふうに回答したと思うんですけれども、仁木町社会福祉協議会

- の、正しい部分は社会福祉協議会ということで訂正いたします。加えて、町独自の事業としまして、ハートコールと配食サービス、緊急通報サービスという部分を行っております。以上です。
- ○2番(住吉英子)議長。
- 〇議長(山下敏二)住吉君。
- ○2番(住吉英子) 私も2012年8月に開催された北海道女性議員協議会の研修に参加しまして、この認知症について学んでまいりました。やはり早期発見、早期治療の重要性ですとか、地域での見守りの大切さなど改めて認識してきたところです。また、今回の受講された方の中で認知症サポーターとして具体的に何をすれば良いのかわからないという声も伺っております。本町で認知症サポーターに期待していることは何かありますでしょうか。
- 〇町長(佐藤聖一郎)議長。
- 〇議長(山下敏二)佐藤町長。
- ○町長(佐藤聖一郎) 只今の質問にお答えしますが、確かに認知症サポーターがですね、受講すれば資格を有することができるっていう現在の状況下でですね、きちんとした意識を持っていただいて対応していただくためにもですね、今後認知症サポーターの方々にも、そういうサポーターとしての意識を持っていただき今後活動してもらえるような、そういう町の方からも意識の向上に繋がるような場を設けて、話し合いをするような場を作っていきたいというふうにも検討しておりますので。以上です。
- ○2番(住吉英子)議長。
- 〇議長(山下敏二)住吉君。
- O2番(住吉英子)今、町長言っていただいたんですけれども、認知症の方はこれから増えていくことが 見込まれております。今後、専門職だけで支えるのは非常になる難しい状態になるのではないかと思いま す。社会貢献の一つとして、認知症サポーターの講座を受けた方も多いかと思いますが、参加しただけで 時間が過ぎますと、認知症に対しての理解や地域に貢献したいという意識もだんだん薄くなっていくので はないかと思います。認知症サポーターの方々が地域で活躍する場の提供や活動のサポートを何とか町で できないかと思いますが、今町長、お答えになっておりましたので、今後そういう取り組みをお願いして いきたいと思います。

次に、先ほど年代別を伺いまして、70代16名、80代29名ということで、本町でも老老介護ですとか、いろんな思いをしてサポートしている方がいると思うんですけれども、この認知症サポーターの講座を受ける方ですね、何とか若い方たちにも受けていただくことはできないのか。また、児童・生徒ですとか、教育の観点から受講して、何とか工夫をしてそういうふうに受講することは可能かどうかということをお聞きしたいんですけれども。

- ○町長(佐藤聖一郎)議長。
- 〇議長(山下敏二)佐藤町長。
- ○町長(佐藤聖一郎)受講する年齢の幅に関しまして、若い人も受けれるような環境づくりをですね、若い人だけに限らず地域全体として、その地域を今後自分たちが相互扶助の精神を持ってですね、支えていくっていう意識醸成に繋がるようなそういう機会を、町としてもどんどん作っていかなければいけないというふうに思っていますので、若い人も含めてそういう場を設けたいというふうに考えている次第でございます。以上です。

- ○2番(住吉英子)議長。
- 〇議長(山下敏二)住吉君。
- ○2番(住吉英子)教育の観点からはどうでしょうか。
- ○教育長(角谷義幸)議長。
- 〇議長(山下敏二)角谷教育長。
- ○教育長(角谷義幸)認知症の関係で様々な講習があります。正直言いまして、子育てをやっているお母さん方がそこまで余裕あるかどうかという部分では、大変厳しいものがあるかと思いますが、これは町長部局の方とも話をしまして、例えば、町づくりの講演会ですとか、みらい塾、更には学校関係でいきますとPTAの研修会ということを活用した中で、そういう部分での啓発というかPRには努めていきたいなというふうに思っております。以上です。
- ○2番(住吉英子)議長。
- 〇議長(山下敏二)住吉君。
- ○2番(住吉英子)次に、本町の人口は少なく、点在している地域ですけれども、人の顔が見える利点もあるかと思います。家族、地域、友人など、何かいつもと違う、もしかして認知症ではないかと、私たちも話をしていて、この人大丈夫かななんて思う方もいらっしゃる時があります。そういうときにですね、連絡先を明確にした連絡体制を整えるということも大事かと思いますけども、本町はどのような体制になっているんでしょうか。
- 〇ほけん課長(泉谷 享)議長。
- ○議長(山下敏二)泉谷ほけん課長。
- **○ほけん課長(泉谷 亨)**町で具体的に進めております見守りのサービスの中の緊急通報サービス、これにつきましては、業者の方から連絡がですね、つかなかったりした場合のその方を支援する3名の協力員といいますか、おりまして、その方々に連絡が行くような体制になっております。以上です。
- ○2番(住吉英子)議長。
- 〇議長(山下敏二)住吉君。
- ○2番(住吉英子)一般的に、例えば認知サポーターの方が、その地域の方とたまたまお話をしていて、何かいつもと違うっていうふうになった場合にですね、ここまず連絡してくださいとかっていうものを町民の方にも周知徹底していくということも非常に大事なことかなと思います。どうでしょうか。
- ○ほけん課長(泉谷 享)議長。
- ○議長(山下敏二)泉谷ほけん課長。
- **○ほけん課長(泉谷 享)** そのとおりだと思います。今後はですね、地域包括センターを中心として、それから高齢者のところを回っている保健師の保健係、そういうところでですね、住民からの声を受けるような体制づくりを検討していきたいと思います。以上です。
- ○2番(住吉英子)議長。
- 〇議長(山下敏二) 住吉君。
- ○2番(住吉英子)最後に、認知症の高齢者を抱えるご家族にとっての悩みは、自分の周りの誰にでも相談できないとか、目が離せないから外出できない、また、1日中話し相手をしなければならないと、介護疲れをしている方も多いと思います。そういうご家族を支える制度が介護保険にはなかなかないこともあ

るので、認知症サポーターの方々が何かしらのお手伝いをする、子育て支援で言うファミリーサポートセンターのような、高齢者の方々を見守る見守り隊、また、見守ってほしいという方々を繋げるような制度をぜひ何か考えていただきたいことを要望し、質問を終わります。

- ○議長(山下敏二)次に、「河川の維持管理について」、以上1件について、野崎議員の発言を許します。
- ○1番(野崎明廣)議長。
- 〇議長(山下敏二)野崎君。
- ○1番(野崎明廣) それでは、河川維持管理につきまして、ご質問をさせていただきたいと思います。

町内を流れる河川においては、北海道が管理している2級河川及び町が管理している準用河川、普通河川があります。本町においても、災害の発生防止のため、河川環境の整備、保全が求められている箇所が多く、以前にも大雨災害により、町内15河川にも及ぶ災害の発生が思い出されます。このような河川災害が再び起きないように、災害発生防止、河川環境の整備、保全のために維持管理を実施していることと考えますが、具体的にどのような管理を行っているのかお伺いをいたします。

- ○町長(佐藤聖一郎)議長。
- 〇議長(山下敏二)佐藤町長。
- 〇町長(佐藤聖一郎) 只今の野崎議員からの河川の維持管理についての質問にお答えいたします。

「災害の発生防止や河川環境の整備、保全のため、維持管理を実施していることと考えますが、具体的にどのような管理を行っているのか」についてでありますが、本町で維持管理をしております普通河川及び準用河川につきましては、全域で61河川、流量延長は195.7kmとなっております。また、北海道が維持管理をしております 2 級河川につきましては、余市川、後志種川、中の川及びフレトイ川の 4 河川となっております。本町における普通河川及び準用河川の維持管理につきましては、災害の発生防止及び河川環境の整備と保全のため、砂利上げ等の河床整理、流木の伐採及び護岸補修などを実施しております。また、河川のパトロールにつきましては、大雨及び融雪時に過去に被害が発生した河川を重点的に行い、河川水位などを把握し、危険な状態と判断したときには関係機関と連携を図り、土のう積み及び排水ポンプによる内水の排水等必要な措置を講じております。今後におきましても、河川災害の防止に向けて河床整理、流木の伐採及び護岸保護などに努め、河川の維持管理を行ってまいります。以上でございます。

- ○1番(野崎明廣)議長。
- 〇議長(山下敏二)野崎君。
- ○1番 (野崎明廣) 仁木町における普通河川全域61河川、全長195.7kmと、説明をお聞きしました。維持管理、災害防止のために、管理について非常に努められているとともに、ここ数年における河川の整備においても数多く地域の要望に対処されているなど、進められている実況、実施されていると考えておりますが、説明のとおり195.7kmとあまりにも維持管理、距離があり、河川の数も非常に多く整備の遅れがあり、立木、倒木、雑草などによる水利の妨げになっております。このような早急な整備がまだ求められている箇所も多くあります。また、普通河川に接続されている河川でありますが、敢えて無名河川と呼ばせていただきます。なかなか無名河川に対する環境整備の状況としては、普通河川管理より非常に低く思われますが、町の管理義務としてはいかがなものなのかお伺いをしたいと思います。

○町長(佐藤聖一郎)議長。

- 〇議長(山下敏二)佐藤町長。
- ○町長(佐藤聖一郎) 只今の質問に関しまして、林建設課長からご説明申し上げますので、よろしくお願いします。
- ○建設課長(林 典克)議長。
- 〇議長(山下敏二)林 建設課長。
- 〇建設課長(林 典克)1点目のですね、河川の整備状況につきましては、平成20年度から24年度の5年間に行いました維持管理につきましては、延べ河川数は52河川でありまして、5年間で平均しますと約10河川程度となっております。また、総事業費につきましては2850万円でありまして、5年間の平均といたしましては570万円となっております。また、2点目のですね、無名川の維持管理についてでありますが、町でですね、無名川等をですね、維持管理できるかどうかの判断といたしましては、河川敷地があり、実際に水がですね、流れていること。あと、北海道河川一覧表にですね、記載されていること。公共の安全を保持する目的により、維持管理を必要とすることが認められるかということでありまして、この項目にですね、該当しない場合の無名川及び湧水の維持管理につきましては、現在のところ土地の所有者の方々にお願いをしているところであります。それで、過去にですね、無名川等でですね、町が整備した河川につきましては2河川ありまして、1点目がですね、平成14年度にですね、銀山地区におかれまして、民地を流れている無名川の法面がですね、崩壊いたしまして、土砂により水路が塞がれるおそれがありましたので、応急対策としてですね、コンクリートボックスを設置して水路の確保をしております。2点目はですね、平成2年度の銀山中学校改築時にですね、グラウンドの整備のため明渠でありました無名川をコルゲート管を布設しまして暗渠としました。そのコルゲート管が昨年度破損しまして、水の流れが悪くなったため、コルゲート管を修理しております。以上であります。
- ○1番(野崎明廣)議長。
- 〇議長(山下敏二) 野崎君。
- ○1番(野崎明廣) 只今、説明をいただきまして、非常にこう過去5年間の間で52河川、また、年間すると10か所と、経費においても570万という経費がかかっているという状況の中で整備されていると考えます。また、無名河川においても2か所という状況の中で、やはり無名河川においての、災害時においての整備というような状況かなという感じがしておりますので、非常に無名川としての整備状況がなかなか進まないという状況が考えられます。普通河川の整備も数多くされている状況、また、無名河川においても災害防止対応がされている状況も説明をいただきました。無名川において、環境整備が町としては管理義務が伴うことであり、本来の河川地基盤整備により、今現在の無名川に変わり私有地を流れている川が切り替えられている状況下にあります。このような無名川の私有地管理義務対応としては、どのような町として取り組むのか、町長にお伺いをしたいと思います。
- ○町長(佐藤聖一郎)議長。
- 〇議長(山下敏二)佐藤町長。
- ○町長(佐藤聖一郎) 只今の質問に関しましてですが、町で維持管理をしていない無名川及び沢水が大雨などによって氾濫して畑などが冠水している場所が数か所あるというふうに把握しているところでありますが、このような無名川及び沢水が町で維持管理はできるのかにつきましては、流水が沢水等の自然水なのか、又は用排水路によるものなのかを見極めてきちんと判断していきたいというふうに考えております。

また、民地を流れています私有排水路等の浚渫作業に対しましては、補償金の交付制度もありますので、 それを活用していきたいというふうにも考えております。以上です。

- ○1番(野崎明廣)議長。
- 〇議長(山下敏二)野崎君。
- ○1番 (野崎明廣) 非常にこう無名川、私有地を通っているという状況の中で、町としても相当調査をしながら進めていかなきゃならないと感じますが、非常にこう普通河川、準用河川の管理義務対象、対応に対しても、状況判断が非常にあろうと思いますが、地域の災害防止は町の管理体制が最大の防御策と考えます。また、数多くの河川状況を確認するのは、地域の人たちの情報が非常に必要なものだと思います。このような形の中で、町の住民にどのように説明をしながらやっていくのかということも非常にこれから考えていただかなければならないと思いますし、非常に一個人の私有地であろうと、やはり町が河川として維持していかなきゃならないという点においては、十分ご理解をいただきながら町としても進めていただきたいと思いますので、私の質問はこれで終わらせていただきたいと思います。ぜひとも、町民の意向を聞きながら進めていただきたいと思います。以上です。
- 〇議長(山下敏二)続いて、「雇用労働力の確保について」、「新規就農者の受入体制について」、以上2件について、嶋田議員の発言を許します。
- ○3番(嶋田 茂)議長。
- 〇議長(山下敏二)嶋田君。
- ○3番(嶋田 茂)雇用労働力の確保について、ご質問します。

町長は雇用労働力の確保について、平成25年第3回定例会で私の質問に対し、「雇用労働力の確保が極めて重大なことから、外国人労働者が安定的に確保できるよう、受入先のJA新おたる農業協同組合や仁木町商工会等への協力に努めてまいります」と答弁されていました。本町の今年度における外国人労働者の受入人数は全体で160名を予定していると伺っております。外国人労働者を受け入れることで、1人当たりどのくらいの交付税や補助金収入が見込めるのかお伺いします。

2点目に、本町における外国人労働者は年々増加していることから、外国人労働者の住居が不足しております。1軒の住居に何人もの労働者が居住されている状況にあります。町の収入となった交付税等の一部を活用し、老朽化が進んでいる住居の修繕を行うことや新たな住居施設の整備を行う必要があると考えますが、町長の見解を伺います。

3点目に、新たな雇用労働力の確保に向けて、具体的にどのような方策を考えているのか伺います。

- ○町長(佐藤聖一郎)議長。
- 〇議長(山下敏二)佐藤町長。
- ○町長(佐藤聖一郎) 只今の嶋田議員からの、雇用労働力の確保についての質問にお答えいたします。

1点目の「外国人労働者を受け入れることで、1人当たりどのくらいの交付税や補助金収入が見込めるのか」についてでありますが、平成25年度交付税の人口分の交付額につきましては、直近の国勢調査の通知により交付されておりますことから、平成22年国勢調査では当時の外国人研修生101人を含め、人口3800人を基に算定され、町民1人当たり約22万円となっております。このことから平成22年度以降、外国人実習生の人数に増減が生じましても、次回の平成27年国勢調査による人口が決定するまで算定の基礎となる

人口変更はございません。なお、住民が増えることにより消防やゴミ処理に係る行政経費なども増加することから、外国人実習生の増加に伴い交付額が増加したとしても単純にすべてを収入増として見込めるものではないと判断しております。また、外国人実習生の受け入れによる補助金収入は、現在のところございません。

2点目の「町の収入となった交付税等の一部を活用し、老朽化が進んでいる住居の改修を行うことや新たな居住施設の整備を行う必要があると考えますが、町長の見解を」について申し上げます。本町の基幹農産物である桜桃やミニトマトは、収穫調整に多くの労働力が必要とされ、外国人実習生は貴重な労働力となっており、私といたしましても外国人実習生の皆さんに快適な生活環境を提供いたしたいと思っているところでありますが、町では財政的にはすぐに支援はできない状況にあります。住居不足につきましては外国人実習生だけではなく、新規就農者におきましても大きな課題となっており、町でも60件ほどの空き家を確認しておりますが、今後更に賃貸可能な空き家の調査を実施し、住居不足の解消に努めてまいります。

3点目の「新たな雇用労働力の確保に向けて、具体的にどのような方策を考えているのか」につきましては、当面は外国人実習生の安定的な確保が極めて重要であると考えており、新たな雇用労働力の確保に関しまして、現在、調査・研究しているところであります。今後、新たな確保となりますとやはり町外が主となりますので、更に本町のイメージアップを図り、多くの人々に仁木町に関心を持っていただき、観光だけではなく、農業生産の面にも興味を持っていただけるように努め、雇用労働力の確保に繋げてまいりたいと考えております。以上でございます。

- ○3番(嶋田 茂)議長。
- ○議長(山下敏二)嶋田君。
- ○3番(嶋田 茂)今の答弁の中で、1点目の消防やゴミ処理に係る行政経費などが増加することから、外国人実習生の増加に伴い交付額が増加したとしても、単純にすべてを収入増として見込めるものではないという答弁がありました。しかしながら、当初9人から始まった中国人実習生が今、前回の国勢調査の時は101人であります。そんな中、今年はなくても来年、27年度、来年ですね、来年国勢調査がありまして160人、これすごいことですよ。このゴミ処理が行政経費などにね、この101人が入って2200万ぐらいのね、お金をすべて使うような言い方をしているんですけれども、そうじゃないと思うんですよね。この中の一部だけで良いですから、そういうものに使えないでしょうかということを私は言っているんですよ。ゴミ処理とかそういう行政のことだけで2200万も使うとしたら大変なことですよ、これ。そこら辺どうですか。
- ○町長(佐藤聖一郎)議長。
- ○議長(山下敏二)佐藤町長。
- 〇町長(佐藤聖一郎) 只今の質問に関しまして、美濃副町長の方からご説明申し上げます。よろしくお願いします。
- 〇副町長 (美濃英則) 議長。
- 〇議長(山下敏二)美濃副町長。
- ○副町長(美濃英則)嶋田議員の質問にお答えしたいと思います。

交付税の関係でありますけれども、確かに先ほどの説明の中では、5年前の国勢調査で人口1人当たり 22万ほどということです。でも、交付税そのものは仁木町全体の予算に占める割合から考えればですね、 51%でした、約半分です、それが交付税として入ってきます。仁木町の予算は大体30億という中で計算しますと、その半分が大体交付税で賄えるということであります。 1 人当たり22万ということであります。 それで、仁木町全体の経費で、人数で3800人なり、それで割り返しますと、1 人当たり44~45万のお金がかかってくるという、単純に計算するとですよ、ですから1 人増えることによって22万円がそっくりそのまま浮いて、そのものがそのいろんな事業に使えるということには交付税としてはなってはいかない。交付税そのものは、いろんなゴミ処理の関係から含めまして、国保医療含めて全部ですね、全部トータルで含めて経費がいくら入ってくるかということでありますので、嶋田議員がおっしゃっているように、確かに1 人当たりの計算でするとそういうふうになりますけれども、町の予算全体から見ると交付税は全予算の約半分ですから、その更にその半分はそれ以外に町民の生活をするため、あるいは投資をするための、あるいは事業をするための、医療費も含めて全体的にかかるということも考えの中にあるということでご判断をいただきたいと思っております。嶋田議員の言っていることは、まったく間違いではありません。以上です。

- ○3番(嶋田 茂)議長。
- 〇議長(山下敏二)嶋田君。
- ○3番(嶋田 茂) そんな中でもう一つ、当然したら1年間の中でね、特別交付税というのも出てきますよね。それも人口に算出して出てくるんですか。したら、それも外国人労働者がいることによって、それも一緒に一人頭何ぼって入ってくるんですよね。それって、ただ交付税だけだったら22万円ですけれども、特別交付税っていうのを入れますと、どれぐらいになるんですか。
- ○副町長(美濃英則)議長。
- 〇議長(山下敏二)美濃副町長。
- 〇副町長 (美濃英則) 交付税には、普通交付税と特別交付税というのがあります。私の記憶では、普通交付税は、全交付税の中で確か95%、あるいは96%くらいかと思っておりました。あと残りの 5 %程度が通常考えられている特別交付税だと思います。特別交付税というのは、特別な事情がなければ入ってこないんですよね。一般的に言えるのは災害が起きただとか、例えば今年なんかそうでありますけれども、雪が非常に都道府県によっては多かっただとかですね、そういうときに算定される。特に、その地域、その地方、その都道府県において、特別の事情があったときに算定されるのが特別交付税なので、中国人労働者含めて外国人労働者が来るからということでの中身で特別交付税が算定されるというふうには思っておりません。以上です。
- ○3番(嶋田 茂)議長。
- ○議長(山下敏二)嶋田君。
- ○3番(嶋田 茂)なかなか交付税とか特別交付税のことに関しては、やはり難しいものがありましてね、ただ今後こういう中国人労働者というか、来年度は国勢調査になりますと160名ぐらいの、多分もう少し増えると思います、170ぐらいになるかと思います。そういう部分でもう少しね、その先のことを考えた、やはり宿泊施設というのは、これからこの町になくてはならないものなんでね、もう少しこう踏み込んだ考え方でやっていただければと思います。

続きまして、今の絡みで新規就農者におきましても、町は60件ほどの空き家を確認しておりますと出ています。どのような状態にあって、すぐ使えるのか使えないのか。その辺までおさえているんでしょうか。

- 〇農政課長(川北 享)議長。
- 〇議長(山下敏二)川北農政課長。
- 〇農政課長(川北 亨) 空き家の状況ですけれども、これにつきましては、まず冬期間、一般住宅で水道を停止している件数があります、それが約66件。それで、その数はそれの数として、企画課でその現地を確認しております。除雪だとか状況で実際に使われていないという状況で約60件ということで、目視で確認しております。ですけど、この60件につきましても冬の間ですので、夏になると中国人実習生で使う部分も出ております。農協だけで約14件、26年予定していますということなので、60件のうち、その数は減ると考えられます。それで、すぐ使用できるかどうかにつきましては、また雪解け後、調査・確認したいと考えております。以上です。
- ○3番(嶋田 茂)議長。
- ○議長(山下敏二)嶋田君。
- ○3番(嶋田 茂) その辺、確認しているということで、納得したって言えば納得しましたけれども、実際のところ、実際に外国人労働者が入っているところは冬は使っていませんから、当然空いていると思うんですよ。その他にそのこれから増えていく部分で、きちんと夏の間、今冬だからでなくて、常時夏の間も確認するようにしていなかったら、今後急遽使いたいんですけれどもってJAの方からでも商工会さんの方からも来た場合に、すぐ対応できないっていうふうになっちゃうんでね、その辺きちんとその夏の間も確認しているかどうか。
- 〇農政課長(川北 亨)議長。
- 〇議長(山下敏二)川北農政課長。
- 〇農政課長(川北 亨)夏についても農政の方でも新規就農者、住宅足りないということで、町内歩くときには、その辺よく見て歩いていますけれども、正確な数についてはおさえていませんので、今後、夏その使えるかどうかと、あと賃貸可能かどうか含めて調査・研究していきたいと思います。以上です。
- ○3番(嶋田 茂)議長。
- ○議長(山下敏二)嶋田君。
- ○3番(嶋田 茂) そのようにお願いします。

続きまして、新たな雇用労働力の確保に関して、調査・研究しているということですが、前回かそのときも何かこのような言葉を聞いた記憶があるんですよね。全然進んでないのかなっていう、まったくやっていないから、もう一回こういう言葉が出てくるのかと思うんですけれども、どのような調査・研究をしているのか、ちょっとお教えください。

- 〇農政課長(川北 享)議長。
- 〇議長(山下敏二)川北農政課長。
- 〇農政課長(川北 亨) この点につきましては、ここにも書いてあるように今のところ、外国人実習生に雇用力は大きな戦力になっていただいているわけですけれども、昨年、農協の方を通じて大学生のサークルで25名ほど入ったりしていますので研究といいますかその辺、あと今度芸術学校ができますので、その辺、夏の間来たときにもご協力できるかどうか、今後それについては話をしていきたいと考えております。あと、町としても、かなりのハローワークの人数、雇用の人数が出ていますけども、その外国人入ってもだいたい月70名ほどの求人が出ています。それで、本当にここに書いている調査・研究中ということで、

今のところ、具体的にはちょっと今、今のところはお話できません。以上です。

- ○3番(嶋田 茂)議長。
- 〇議長(山下敏二)嶋田君。
- ○3番(嶋田 茂)何か今ので、何か一歩踏み出して進んでいかないような、まったく進んでいかないよ うな答弁だったかと思うんですよね。しかも、町長は先日の農業フォーラムの中で、今年は農業改革元年、 戦い抜ける仁木農業を構想すると宣言しています。そういう中で、やはりもっともっとこう新しいことを 考えながら、一つ良い例を言いますとね、総務省でやっている地域おこし協力隊というのがあるんですよ。 そんな中で、身近なところで同じトマトを作っている平取さんが2011年から、この地域おこし協力隊って いうのは2011年から始まって、即座に用意してその年からもう3人使っています。何に使ったかと、何の 職で使ったかと言いますとね、1年目が農業のお手伝いというか、そういうのをやって、その後、パソコ ン教室の先生、その他に今年3年目で、これ3年間ですから、その中で3年間終えた人が逆にそこに永住 して農業をやりたいだとか、ここでお店をやりたいだとか、人口の増えるようなその残っていくシステム のような感じになっています。なぜ、この町がそういうのを利用してやらないのかっていう部分がありま す。昨年6月末で3年間の活動を終えた隊員が366人いるそうです。そんな中で、男性が239人、女性が127 人、8割以上が20代から30代だそうです。そういう活動をして就農をする方だとか、そこで住んでその仕 事をするだとか、そういう人たちが174名。そんな中で、6割以上に当たる全体の204人が地方の生活を選 んで住みたいっていう意見です。ということは、またこのやつは町がお金を出さなくても国が1年間、350 万円の交付税が出るそうです。こういうものがあるのに、なぜ調べてやらないのかと思うと残念でしょう がありません。今後、こういうのをもう少し、有利性のあるものをどんどんこう、多分見てると思うんで すよ、川北課長もね、こういうのをね。見ていたらなしてそれをうちで活用できないのかっていうような 考えをしてほしいんですよね。いろんな情報って何ぼでも出てきているんですよね。今、ホームページで もスマホでも何でも見れるんですよ。その辺、課長としてね、この仁木町がどうなっていくんだっていう 部分で、良くなっていかなくてはならないと思っていると思うんですけれども、もっとこういうものを活 用できるような考えでね、いろんなことを吸収してやってもらえないですかね、課長。どうですか。
- 〇農政課長(川北 享)議長。
- 〇議長(山下敏二)川北農政課長。
- 〇農政課長(川北 享)地域おこし協力隊については、検討させていただきます。町でもこの他に国の制度を利用いたしまして、今、青年就農交付金準備型というのがあります。それは、2年間農家の方に研修に入るわけなんですけれども、年間150万もらって研修に入ると、そういう制度もありますので、農家をやりたいけれども資金がなくてという方につきましては、そういう制度もあるということを周知して、なるべく多くの人を入れようと考えておりますので、よろしくお願いします。
- ○3番(嶋田 茂)議長。
- 〇議長(山下敏二)嶋田君。
- ○3番(嶋田 茂)本当にね、こういう有利性のあるものもありますしね、まだあるんですけれどもね、次の質問にも絡むので、この辺でやめておきますけれども、今後やはり前に進んでいく、やはり事業、町としての事業をね、新たに作っていかなければならないのではないかと思います。どっちにしても、その外国労働者がいなければこの町は手作業の仕事が多い町ですから、果樹にしても野菜にしても、その辺はき

ちんと労働者の確保の方もきちんとこれから考えていただいて、よろしくお願いしますと言いたいです。 本当にこれで終わりますけれども、この点では。もっと前向きにね、どんどん前に進んでいくような考え をどんどん出してほしいと思います。以上で終わります。議長。

- 〇議長(山下敏二)嶋田君。
- ○3番(嶋田 茂)続きまして、新規就農者への受入体制について、ご質問します。

町長は新規就農者への指導の強化について、平成25年第3回定例会で私の一般質問に対し、「本町農業が将来にわたり、持続的に展開していくためには、新規就農者を含め、担い手の育成が重要なことから、農業委員会、JA新おたる農業協同組合と連携し進めてまいります」と答弁されています。私は質問の中で担い手育成センターや宿泊施設の建設について提言いたしていますが、今後町として具体的にどのような形で新規就農者の受け入れを支援していくのか。また、具体的にどのような方法で就農後の指導を進めていくのか。以上2点について、町長の見解を求めます。

- 〇町長(佐藤聖一郎)議長。
- 〇議長(山下敏二)佐藤町長。
- ○町長(佐藤聖一郎) 只今、嶋田議員からの新規就農者への受入体制についての質問にお答えいたします。 1点目の「今後、町として具体的にどのような形で新規就農者の受け入れを支援していくのか」についてでありますが、本町農業が持続的に発展していく上で、新規就農者を含めた担い手の育成が重要なものと認識しており、町では青年就農給付金や新規就農資金など国の制度を利用した経営開始者への支援を行っているほか、農業委員会、新おたる農業協同組合、後志農業改良普及センターとの連携の下、就農相談、農地の斡旋、農業ゼミナールの開催など、新規就農者の確保と定着に向けた支援に努めているところであります。また、今年度から実施いたします施設園芸ハウス導入事業におきまして、新規就農者に対する特例として、補助率3分の2以内の助成や仁木町新規就農者支援事業奨励金制度を創設し、支援の充実を図っていくこととしております。しかし、就農を希望される方の年齢、生活実態、資質が多様化していること、参画を目指す部門が多岐に渡っていることなどを踏まえ、きめ細かな就農相談やニーズに即した研修機会の提供などが必要であると考えられますことから、新規就農の受入体制のあり方について引き続き調査・研究を進めてまいります。

2点目の「具体的にどのような方法で就農後の指導を進めていくのか」について申し上げます。就農後の指導につきましては、現在、農業ゼミナールを実施しておりますが、更に後志農業改良普及センター北後志支所と連携し、スキル向上のための研究組織を整備するほか、実践的な個別指導を希望される方については、北海道指導農業士や先駆的な農業者からの直接アドバイスを受けることができる仕組みを整備いたします。併せて、北海道指導農業士の確保に向けて、積極的に取り組んでまいります。以上でございます。

- ○3番(嶋田 茂)議長。
- 〇議長(山下敏二)嶋田君。
- ○3番(嶋田 茂) この中でですね、町では青年就農給付金や新規就農資金などの国の制度を利用してってなっているんですよね。私が聞きたいのは、これは国から出てくるものであって、町としての、町独自の支援の仕方をどうかっていうことを、これからの体制をどうしていくのかっていうのを聞きたいんですよね。どうですか。

- 〇町長(佐藤聖一郎)議長。
- 〇議長(山下敏二)佐藤町長。

〇町長(佐藤聖一郎)只今、嶋田議員の質問にお答えいたしますが、先ほどの質問にも関連いたしますけども、私のこの町の農業の未来像といたしましてですね、前回の定例会で質問いただいてからそんなに期間が経っておりませんけれども、私はですね、この外国人労働者も新規就農者もきちんとこの町に受入体制を作っていかなければ、まず何をするにしても、新たなものをたとえ取り入れたとしても、その後問題を抱えるようなことがあれば、それは私は本末転倒だと思いますので、まず始めに足固めとしてまず受入体制を整える環境を作らなければいけない。そのためには、町だけでもなく、農家の方々、また農協の方々もそういう意識を持って受入体制をできるような、そういう意識を持っていただけなければいけない、そういう面で早期に農業委員会、農協の方々、そして農家の方々と話し合いの場を設け、早急にどのようなものが求められているのか、又はどのようなものが必要なのかという部分を話し合える場を作ってまいります。その中で、町として協力する部分、そして農協や農業委員会、そして農事従事者の皆さんがどれだけのものを行えるのか。例えば、新規就農者が受け入れましたと、ただそのまま丸投げするようなことは決してしたくはないので、きちんとそういう面では農業従事者がサポートして講師なり、教えてもらえるような、営農指導をしてもらえるような環境も作ることはできるのか、そういうことも含めて今後、話し合えるような場を作って、早急に形を作っていきたいというふうに思っております。以上です。

- ○3番(嶋田 茂)議長。
- 〇議長(山下敏二)嶋田君。
- ○3番(嶋田 茂)町長の言っていることはわかるんですよ、俺も。本当にわかるんです。ただですね、一つ言いますとね、青年就農給付金っていうのは、落とし穴があるというか、これ大変なんですよ。先ほど、川北課長も言っていますが、うちに1人実習で、2年で実習して来年から新規就農でやりたいという、良い若者がいるんですよ。ただですね、暮らしていけないんですよ。バイトしたらダメなんですから、これ。これ150万出るんですよ、年間。半年に1回しかお金出ないんですよ。だから暮らしていけないんですよ。払っちゃいけないっていうふうになっているんですよ。それだったら、当然この就農資金があるんですから、国から必ず入ってくるんですから、町の中で肩代わりじゃないですけれども、月10万ずつでも12万ずつでも良いからね、その肩代わりでやると生活できるんですよ。本当に大変なんですよ。私は言うのは、こういうのすごく嬉しいことなんです。ただ、生活できなければね、国民保険でも全部払わなければならないんですから、これで。それをやはり目指している、就農することを目指している若者にもう少しね、生活できるようなその支援の仕方というのはないのかと思うんですよ。その辺なんですけれども、どうですか。
- ○町長(佐藤聖一郎)議長。
- 〇議長(山下敏二)佐藤町長。
- ○町長(佐藤聖一郎) 只今、嶋田議員の気持ちは重々わかるんですけれども、ただ、私の考え方といたしましては、これは国の制度でありますけども、これは最低限その守るための制度であります。ただ、これだけではなかなか今後新たな就農者を入れたとしても、なかなか生活することは難しいっていうのも、それもわかります。ただ、この町で、そして農家をやっていく上では、こういう厳しい状況下も考えなければいけない、そんな中で我々町として、又は周りのサポートする側がどれだけのものができるのか、そんな

中で今後農業を続けていけるかどうかっていう判断基準にも私はなると思いますので、最初からもう町から、又は国からたくさんの援助をして新規就農者を入れることによって、それが成長に繋がるかっていうのもまた難しい問題ではありますので、その辺も考慮した上で当事者の声、又は支える側の声を聞きながらですね、本当の意味でのサポート体制を作っていきたいというふうに思っております。以上です。

- ○3番(嶋田 茂)議長。
- 〇議長(山下敏二)嶋田君。
- ○3番(嶋田 茂)ただ、これ150万というのをね、町が肩代わりした150万を町へ返すようなことを私は 言っているんですよ。その辺をわかってください。そんな中ですね、就農者が求めているっていうか、そ ういう入ってきて、いざやるというときに、こういう若い人たちが入ってきたら就農資金だとか新規就農 資金だとか、こういうのわかります。ただですね、農協と町とのでね、当然その後志管内にはやっている ところもあるんですよね。隣の赤井川村さんもその宿泊施設があって、新規就農者の2年間の研修をさせ る施設もあるし。喜茂別さんも4家族ぐらい入れる、新規就農者を育てて2年間研修してやるというとこ ろもあるんですよ。そういうのがあるから入りやすい人は入りやすいんですよ。先の質問でも言ったよう にね、宿泊施設という部分がやはり足りないというか、使えるか使えないかわからないというようなね、 そういう中で実際のところ、新規就農者が入ってきてほしいものが、果樹にしても米にしても野菜、トマ トにしても、来てこの園芸施設ハウス導入事業っていうのはすごくありがたいことです。しかしながら、 畑を起こすトラクターだとか薬をかける機械だとか、マルチを敷く機械だとか、単純なものでもその辺が 揃っていると一番良いんですよね。そういうものを置いてリースできるようなスタイル、新規で入ってき 野菜作ります、ハウス事業でハウス建てました、で起こして作付けするまで、植えるまで、その部分の2 年間だけは貸してあげれるような、そういう手助けというかシステム、こういうのがありますよっていう のをね、アピールして、そういうことによって新規就農者は入ってきやすいんですよ、実際のところ。周 りから聞くと、私の周りに新規就農で入りたいって何人か来ていますけれども、その入ってきたハウス事 業に対しては、入ってきてすぐできるんですから、ある程度のお金を持ってきて。しかし、耕作する機械 がない、薬かける機械がない、それが一番ネックなんですよ。それこそ、住宅がね、空いていれば、住宅も いるんだけれども、そこがなくてもその機械さえあれば、1年間トマト作れるんです。それが2年間貸せ るようなシステム作りっていうのがね、俺大切だと思うんだけれども、その辺どうでしょうか。
- 〇町長(佐藤聖一郎)議長。
- 〇議長(山下敏二)佐藤町長。
- 〇町長(佐藤聖一郎)町といたしましてもですね、隣の赤井川村や、又は喜茂別、そして石狩の普及センターなど、それぞれの情報も既に把握している次第でございます。そんな中で、この町で何が適しているのかというのを今の段階でいろいろ決めていく段階ではありますけれども、先ほど嶋田議員が申しましたとおり、新規就農者の受け入れに対して、そういうシステムが作れないのかっていう質問ですけれども、私は言う先ほどの受入体制というのは、そういうソフトの意識やサポート体制の中でも意識という部分の、ソフトの部分と、そして物理的なハードの部分、そういうものを合わせてきちんとした受入体制ができてこそ、初めて受け入れを整えることができるというふうに思っておりますので、それができた暁には、外に向けて新規就農者を新たに呼び込むような、外への発信も必要だというふうに思っています。そういうことを段階的にきちんとした上でやっていきたいというふうに思っております。その中でも、何度も申し

ますけれども町独自ではなく、そういう嶋田議員も含め農業従事者、又は農協、農業委員会の皆さんの前向きな意見を聞きながら取り組んでまいりたいというふうに思っております。以上です。

- ○3番(嶋田 茂)議長。
- 〇議長(山下敏二)嶋田君。
- ○3番(嶋田 茂)町長の気持ちはすごく痛いほどわかります。そういう部分では、私もやはり農業に従 事しているので、いろんなことを考えることがあるわ。一つ言っておきたいのは、もう一つあるんですよ。 雇用を生むというかね、ちらっとこないだちょっと話したと思うんだけれども、次世代施設園芸というの が国の方針でですね、昨年の、13年度に出た部分なんですがね、この部分は13年度の補正予算で次世代施 設園芸導入加速化支援事業というのがありまして、これ30億の予算があったんですよね。こんな中、一つ だけ面積が3発以上の事業ということでなっていたんですよね。北海道で一つ、苫小牧市がいちごを4町 ほどやると。高知の四万十町で4.3年のトマト生産、兵庫県の加西市で4年のトマト、宮崎県の国富町でピ ーマンときゅうりを4町1反。で、それをすべて電気は全部バイオマスだとか、ユビキタス環境制御だと か、普通の原発とかそういう電気会社じゃなくて自然エネルギーで、そういう再生可能エネルギーでやる っていう事業らしいですよね。今年度も20億の予算がついています。これなぜ私が言うかというと、この 町がその実際のところ、指で採る、こういう作業ですね、意外と果樹にしてもあれにしても高価な物なん ですよ。この仁木町のミニトマトは、町長も言うようにやはり全国一です。そんな中、打ち勝っていく強 い農業を作っていくためには、こういうのも必要でないかと私は思うんですよ、逆に申せば。なぜかとい うと、まだまだトマトに関しては全国的に、今年多分ですけれども、多分というより増えています、種屋 さんが言うぐらいですから、種がもう足りないぐらいな言い方していますからね、まだまだ増えます。で も、そういう中でも打ち勝っていくためにはどうしたら良いかっていうのをね、やっぱり考えていかなき ゃなんないんですよ。なぜこれを言うかっていうと、こういうことをやることによって新規就農だとか担 い手を育成することができるんですよ。だから、そういう部分ではこれからこういうことをどんどんね、 やっぱり段階を踏んで行ってって町長言いましたけれどもね、段階踏んで行ったら乗り遅れるところもあ るんですよ。だから、新しいことかも知れないけれども、やっぱり若さとバイタリティーのある町長です から、こういうのもね、やっぱりどんどん、わからなかったらね、国の方に聞けば良いんですから。やっぱ りこういうこと、これ大事だと思います、この町で。ここ北海道の中心地、札幌のすぐそばなんですから、 高速で40分ぐらいで来れるような、やっぱりこういうの考えた方が良いと思うんですよ。これをやること によって雇用も生むし、やっぱりその辺考えていただきたいと思います。今後こういうのを考えていただ けると思うんですけれども、どうですか。
- ○町長(佐藤聖一郎)議長。
- 〇議長(山下敏二)佐藤町長。
- ○町長(佐藤聖一郎)何度も申しておりますけれども、確かに我々もそういう部分で把握しきれていない部分もございますので、そういう部分を含めてみんなで早急に話し合える場、そういう嶋田議員のように新しい情報を持っている方々も含めてですね、様々な意見を取り入れてこの町で何ができるのかというのを私も早急に取り組んでまいりたいというふうに思っておりますので、その際には嶋田議員もぜひともお力を貸していただきたいというふうに思っております。以上でございます。
- ○3番(嶋田 茂)議長。

- 〇議長(山下敏二)嶋田君。
- ○3番(嶋田 茂)私も協力しますので。

最後に、農業ゼミナールってやっている、実施していますって言っていますね。俺もこの名前は昨年聞きました。何人ぐらいの受講者がいて、年に何回やっているんですか。

- 〇農政課長(川北 亨)議長。
- 〇議長(山下敏二)川北農政課長。
- 〇農政課長(川北 享)農業ゼミナールの関係ですけれども、後志農業改良普及所、北後志普及センターと共催で行っているものでございます。回数につきましては、それぞれ品目によって、トマトで2回、ブドウが5回、桜桃が3回、その他ブルーベリー、ブドウ、桜桃、リンゴの剪定を各1回行っております。それで、参加者につきましては、いつも新規就農された方全員に案内しています。それで、のべ50名が参加されております。以上です。
- ○3番(嶋田 茂)議長。
- 〇議長(山下敏二)嶋田君、質問当初の本題の質問要旨からあまり枝葉を延ばさないように、外れないように心得て質問してください。嶋田君。
- ○3番(嶋田 茂)50人ほどが毎回出ているということで…

[場内で「のべ、全部で」と言う者あり]

- ○3番(嶋田 茂)10何回のうちでのべ50人くらいっていうこと、そしたら1回で何人かっていうこと、そうですか。こういうのもやっているということで、ぜひ出席する方というか、勉強しにくる方がたくさん出席していただけるように努力してください。私の質問は、以上で終わります。今後ともその、前へ進んでいくような考え方で、今後ともやっていただければと思います。よろしくお願いします。終わります。
- ○議長(山下敏二) 暫時休憩します。

休 憩 午前11時12分

再開 午前11時30分

- ○議長(山下敏二)休憩前に引き続き、会議を開きます。只今の出席議員は、9名です。 日程第2『一般質問』の議事を続けます。
- 〇議長(山下敏二)「高い国民健康保険税について」、「自治体の消費税増税について」、以上2件について、 上村議員の発言を許します。
- ○7番(上村智恵子)議長。
- ○議長(山下敏二)上村君。
- ○7番(上村智恵子)高い国民健康保険税について、質問いたします。

昨年、本町は重病患者による医療費は大幅な増大により、国民健康保険税を上げざるを得ないということになりました。本町は今、後志広域連合に加入していますが、広域連合に入っていても保険税は各町村によって違いますし、内容がわかりづらくなっていました。しかし、全道一という保険税の高さで町民に負担を押しつけてしまったのは何が原因か考えなければなりません。医療費だけの問題なのでしょうか。保険税額が上がった原因について伺います。

町民が健康で文化的な生活をしたいと考えていても、高い国保税を払っていることで、病気になったときに病院に払うお金がないため我慢してしまう、お金が用意できても、病院に行ったときには手遅れだったということがないようにしなければなりません。本町の小学校就学前までの子どもの医療費は無料となっていますが、この制度を小学校卒業まで引き上げることはできないのでしょうか。昨年試算したところ、360万円程度で可能という回答がありました。後志管内でも中学卒業や高校卒業まで無料という町村もあります。子どもの病気は親として辛いものです。お金の心配をしないで、すぐに病院に連れて行ってあげられることが一番の幸せです。町長の見解を求めます。

- 〇町長(佐藤聖一郎)議長。
- 〇議長(山下敏二)佐藤町長。
- ○町長(佐藤聖一郎) 只今、上村議員からの高い国民健康保険税についての質問にお答えいたします。

1点目の「全道―という保険税の高さで町民に負担を押しつけてしまったのは、何が原因か考えなけれ ばなりません。医療費だけの問題なのでしょうか。保険税が上がった原因は」についてでありますが、国 民健康保険事業につきましては、平成21年度から後志広域連合に事務が移行しております。広域連合は関 係町村に対し、国民健康保険事業に係る経費を分賦金として負担を求め、関係町村はその額に基づいて被 保険者に対して、国民健康保険税として負担を求める分賦金方式を採用しています。本町の医療費につき ましては、平成22年度以降増加傾向にあり、平成24年度におきましては1人当たり療養諸費が管内で最も 高くなり、特に高額医療の方の割合が高い状況にあります。医療費の増加に伴い、本町の分賦金も増額と なってきているところであります。また、国保税につきましては、本町における税収のうち中間層以下の 世帯数の割合が高く、反面、高所得層となる世帯が少ないため、国保税で国保事業を賄うことが困難な状 況でありましたことから、平成23年度、24年度の2か年で合計1億円に上がる法定外の一般会計繰入をす るに至っております。このまま法定外繰入を続けることは、今後の町財政運営に及ぼす影響も大きいこと から、平成25年第1回定例会におきまして、税率の改正を行ったところであります。北海道新聞社による 標準世帯年収311万円、控除後所得200万円の調査において、国保税が道内で最も高い町として報道されま したが、高額となった原因といたしましては、被保険者の多くが低所得者であること、更に賦課限度額未 満である中間世帯におきましては、資産割額に反映される固定資産を所有し、一定程度の所得があるため 軽減が適用されず負担が重くなったものと考えられます。病気にかかった場合にいつでもどこでも安心し て医療が受けられる国保制度を維持していくためには、国の財政支援制度の拡充強化が不可欠であります。 平成26年度からの消費税率の引き上げによる増収分は、すべて社会保障の充実・安定化に充てることにな っており、増収となります5兆円につきましては、基礎年金国庫負担割合の2分の1への恒久的引き上げ 等による社会保障の安定化のほか、社会保障の充実等を行うとのことですので、今後国の動向について注 視してまいります。

2点目の「本町の小学校就学前までの子どもの医療費は無料となっていますが、この制度を小学校卒業まで引き上げることはできないでしょうか」について申し上げます。現時点において本町では、小学校就学児の入院医療費の一部負担金、3割負担のうち食事代を除き全額助成を行っているところであります。議員仰せのとおり、後志管内では中学校卒業まで入院及び通院に係る医療費を助成している町村が7町村、入院に係る医療費を助成している町が1町、高校卒業まで入院及び通院に係る医療費を助成する町が2町あります。医療費助成の拡大につきましては、私も非常に重要な課題と認識しておりますので、小学校卒

業まで拡大した場合の試算結果を踏まえ、慎重に検討してまいりたいというふうに思います。以上です。

- ○7番(上村智恵子)議長。
- 〇議長(山下敏二)上村君。
- ○7番(上村智恵子)1点目でありますが、町長は高額所得者が少ないため、困難な状況になってしまったのではないかと考えているようですが、そもそも国保の加入者は、農業者、自営業者、季節労働者、無職の人、高齢者や低所得者が多く、医療費が嵩むにも関わらず保険税の負担能力が低く、財政基盤が極めて脆弱なのが特徴です。そして、雇用主負担もないことから、他の社会保険制度に比べて一定の国の負担を義務づけているのです。昨年、前町長が新しい町長になったらすぐに値上げに踏み切ることができないだろうと、詳しい説明もせずに予算に入れてきました。私は国保審議会も1時間足らずで審議もせずに拙速に決め、全道一になるだろうと大幅な値上げには反対しましたが、可決されてしまいました。この現実を踏まえ、皆さんがこれ以上医療制限はしないように、健康な体力づくりをしていかなければなりません。国は社会保障の充実を謳っていますが、4月から70歳以上の方は1割負担から2割負担に変わります。初診料も値上げする予定です。70歳になったら膝の手術をしようかなとか、1割負担のうちに病院に行こうかなと思っていた人もたくさんいる中で、どこが充実なんでしょうか。法定外の一般会計繰入はどうしてだめなのでしょうか。高額医療費の割合が高いといっても、みんな仁木町の住民です。ある程度繰り入れは必要だと考えますが、どうでしょうか。
- 〇町長(佐藤聖一郎)議長。
- 〇議長(山下敏二)佐藤町長。
- 〇町長(佐藤聖一郎) 只今の質問に関しまして、美濃副町長の方からご説明申し上げます。
- 〇副町長 (美濃英則) 議長。
- 〇議長(山下敏二)美濃副町長。
- ○副町長(美濃英則)それでは、上村議員の質問にお答えをしたいと思います。

先日の、2月27日でありますけども、北海道新聞に仁木町52万4100円、国民健康保険で40代夫婦と子ども2人、標準的な年収311万円、控除後の所得が200万円の世帯を想定し、2013年度の保険料試算の結果、最高の仁木町は、最低の幌加内町の2.3倍、仁木町では所得の4分の1が保険料で消えるとのショッキングな記事が載っておりました。昨年の3月に国保税を18.5%上げざるを得なかった経緯につきましては、ご理解いただいているものと思っておりますが、簡単に経緯をちょっと申し述べたいと思いますが、平成23年度頃から医療費が大幅に増大いたしまして、一般会計から法定外繰入が1875万円、平成24年度は8110万円となり、2年間で1億円にも上がりました。そのまま税率を改正しなければ、平成25年度も6200万円の繰り入れをしなければならない状況となりました。本来ならば、国・道からの交付金、法定内の一般会計繰入金、そして国保税で賄うべきですけれども、被保険者の多くが低所得者であります。国保税の急激な増加は、被保険者の生活を圧迫しかねないことから、不足分の2分の1に当たる3000万円の増収分18.5%を図り、財源を確保するために税率を改正したものでございます。それで、仁木のその国保税の状況ですけれども、簡単にご説明を申し上げたいと思いますが、国保税のですね、国保総世帯が仁木町全部で1771世帯あるわけでありますけれども、国保世帯が789世帯であります。そのうちですね、軽減世帯というのはご存じだと思いますけれども、2割軽減、5割軽減、7割軽減っていう軽減世帯があります。2割軽減世帯が789世帯のうち95世帯、5割軽減世帯が33世帯、最も多い7割軽減世帯が328世帯ということで、国保

世帯の41.6%が7割軽減世帯であります。7割軽減世帯の年間の保険料は4万4097円であります。新聞の 冒頭で出ておりました仁木町は52万4100円ですよというのは、これは先ほども繰り返しになりますけれど も、標準世帯を想定してそこに当てはめるとそういうふうになるということであります。仁木町の実態は 先ほど申しましたとおり、1771世帯のうち789世帯が国保世帯でありまして、軽減を受けている世帯が全部 で456世帯、57.8%、先ほど52万いくら払った世帯は軽減なしの世帯でありまして、その世帯が333世帯、 限度額まで目一杯いっている世帯が75世帯という、こういうような内訳になっております。平均をいたし ますと、国保世帯の平均をいたしますと、21万8460円ということになります。ですから、こう見まして、全 体的にですね、見ると仁木町は保険料はですね、軽減世帯が相当多いという観点からいきますと、一番7 割軽減を受けている世帯は全体の41.6%でありまして、年間4万4097円を支払っているという世帯であり ます。それだけ仁木町の世帯につきましては所得がですね、幌加内から見れば相当低い状況にあるという ことが伺いえるかと思っております。そういう観点から考えまして、全体的にですね、個々の状況が非常 に緩くない状況に来ているということであります。それで先ほど上村議員、町民はみな平等で等しい、当 然でありますけれども、仁木町の1771世帯、人口は3649人、これは25年の4月1日でありますけれども、 この内の全員が国保ってことであればよろしいんですけれども、この内に1771世帯の内にですね、国保に 入っている方が44.6世帯であります。ですから、約5割5分の方は国保以外の世帯ということであります。 ですから、国保以外の世帯の税の公平点から考えればですね、国保税以外の方のことを考えて、法定外繰 出をいかにするかということが非常に悩んだ末ですね、平成25年に18.5%上げなければならなかった状況 にきたのではないかというふうに予測されております。以上であります。

○7番(上村智恵子)議長。

○議長(山下敏二)上村君。

○7番(上村智恵子)一般会計からの繰り入れは難しいということなんですけれどもね、国保の法律では 第4条で「国は、国民健康保険事業の運営が健全に行われるように努めなければならない」と、国の義務 を規定し、国庫負担を義務化しています。そして、その立場から法の第70条では、療養の給付に対する定 率負担を明文化しているのを始め、国保事業に対する国の費用負担を法律上明確化しているんですけれど もね、やはり年々この国庫負担っていうのが少なくなってね、国保の中で賄いなさいというような国保の 中身になってきているわけですけれどもね、町長も言っているように、いつでもどこでも安心して医療が 受けられる国保制度に維持していくためには、国の財政支援制度の拡充強化が不可欠でありますと言って るように、本当にこう国がどんどん削った結果、町民が医療を受けれないという実態になってきているっ ていうのは本当に耐えがたいと思います。そこで、仁木町全体で考えられる一般会計を出しても良いって いうふうになることを考えると、予防策をいろいろ考えていかなければならないと思うんですよね。全国 でも医療費を最小限に抑えているところでは、いろんな予防策で健康診査を行っているところがたくさん あります。あるところでは、歯の健診がきちんと受けられるようにクーポン券を発行して、何歳のときに は歯を見てくださいっていうことで、痛くなってから行くんじゃなくて、やはり町の方でね、そういうク ーポン券を発行しているところもありますし、仁木町の健康診査もあまり比率が高くありませんけれども、 やはりそういう健康診査をこまめにしていくということで、早期予防になるんではないかと考えます。や はりそこのところにね、もう少し力を入れてほしいと考えています。

2点目の子ども医療費ですが、私が議員になったとき一番初めに乳幼児医療を取り上げました。その時

は、道の補助が2歳未満の通院だったのですが、仁木町独自で6歳未満まで拡大してくれました。本当にお母さん方、小さいころの病気は大変ですのでね、喜んでもらえましたけれども、今、道の方でもこの医療費が6歳未満まで拡大しているんですよね。それで、やはり町独自でもう少しこの枠を広げていってほしいなと思います。今、小学生でも医療費は大人と同じ3割負担なんです。国保税の標準世帯で40代と子ども2人とありますが、一番生活の大変なところで頑張っている人たちの子どもの医療費だけでも至急拡大してほしいと思います。町長はこれから考えると言っていますけれども、やはりなりたくて病気になる人はいないんですから、小学生のうちだけでも仁木町でこの医療費を補助してくれるようによろしくお願いたします。国保税は高いかもしれないが、こんな良いこともしているよという町にしてほしいと思いますので、よろしくお願いいたします。

- 〇町長(佐藤聖一郎)議長。
- ○議長(山下敏二)佐藤町長。
- 〇町長(佐藤聖一郎)上村議員の仰せのとおりですね、やはりこの町でも一番のそういう医療費を求めている方々、特に子どもに関しては今後、私も重要な課題というふうに認識しておりますので、先ほどの答弁でも申し上げましたけども、今後どこまで拡大できるのかっていうのも含めて、町で検討してまいりたいというふうに思っています。そして私、従来から法定外繰入をすることに対しましてですね、一時的な解決になるかもしれないと、ただ根本的にこの町にはやはり所得を得ている方々が少ないと、そのためにはどうしたら良いのか、この町の基幹産業の農業である、基幹産業である農業にやっぱり力を入れて、そこで皆さん豊かになってもらい、そして自分たちの生活を高い数字に持って行ける、そういう町づくりにしていきたいというふうに思っておりますので、今後ですね、この町がいかにそういう部分で収入を得て自分たちの生活を良くできるかという部分に対しましてもですね、今後いろいろな、様々な政策等を含めて進めてまいりたいというふうに思っております。以上です。
- ○7番(上村智恵子)議長。
- 〇議長(山下敏二)上村君。
- ○7番(上村智恵子)次に、自治体の消費税増税について、質問いたします。

4月から消費税が3%増税になりますが、あらゆる場面で住民生活を圧迫してきています。特に、中小企業は今でも消費税分の増額はできない、保険金を取り崩して払っているなど、消費税反対の声は強く、全国的にも各自治体から消費税増税の中止を求める意見書など数多く提出されています。しかしながら政府は、アベノミクスで景気は回復しているとし、3%の消費税増税を決定いたしました。8兆円もの大増税で景気を悪化させる一方で、景気対策として6兆円もばらまくというのは、経済対策、財政対策としても、日本経済と財政を深刻な事態に陥らせると考えますが、町長はこの消費税増税についてどのように考えていますか。消費税増税により地方消費税交付金の増収も見込まれますが、どの程度の歳入が見込まれるのでしょうか。

また、増税による増収もありますが、自治体もまた支出増が見込まれると考えますが、概算でどの程度 の金額になるか伺います。

消費税増税分を住民の利用料、使用料等に安易に反映するべきではないと考えますが、町としての見解を伺います。

〇町長(佐藤聖一郎)議長。

- 〇議長(山下敏二)佐藤町長。
- ○町長(佐藤聖一郎) 只今、上村議員からの自治体の消費税増税についての質問にお答えいたします。

1点目の「町長はこの消費税増税について、どのように考えていますか」についてでありますが、消費税につきましては、平成24年8月に成立いたしました社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等において、消費税率が平成26年4月1日に8%に、平成27年10月1日に10%に、それぞれ引き上げられることが規定されています。今般の社会保障税一体改革により、消費税率の引き上げによる消費税増収分5兆円はすべて社会保障財源化され、基礎年金国庫負担割合2分の1の引き上げに2.95兆円を充てるなど、社会保障の充実及び社会保障4経費の増への対応に向けるとされており、増大する社会保障費に対応し、後代への負担のツケ回しの軽減を図る意味からも政府が決定した消費税率の引き上げは致し方ないものと考えております。

2点目の「消費税増税により地方消費税交付金の増収も見込まれますが、どの程度の歳入が見込まれるのか、また、自治体における支出増は概算でどの程度の金額になるのか」について申し上げます。議員お見込みのとおり、消費税率の引き上げにより、本町への地方消費税交付金の増収も見込まれ、平成26年度当初予算では、前年度比1030万円増の4320万円を計上しております。地方財政計画の資料に平成26年度普通交付税額推計方法が示されており、市町村の地方消費税交付金につきましては、前年度の基準財政収入額の1.25倍とされておりますので、予算計上額といたしましては、平成22年度から24年度実績額の3か年平均3458万円の1.25倍を見込んだところでございます。使用料等の収入増分といたしましては、水道使用料約89万円をはじめ、総額約93万円となっており、反対に支出増分といたしましては、4会計合わせて約3543万円と試算しております。消費税率引き上げに伴う地方負担額につきましては、普通交付税の基準財政需要額に100%算入されることとされておりますので、事実上の負担増はほとんどないものと認識しております。

3点目の「消費税増税分を住民の利用料、使用料等に安易に反映するべきではないと考えますが、町としての見解を」につきましては、平成25年10月及び12月に総務省自治財政局及び自治行政局各課長から、地方自治法第245条の4に基づく技術的な助言が通知されております。これに基づき、消費税率の引き上げに伴う公共料金等及び公の施設の使用料等の改定につきましては、消費者が最終的な負担者となることが予定されている間接税であることを踏まえ、税負担の円滑かつ適正な転嫁を基本として対処したものであり、適切な対応と考えております。以上でございます。

- ○7番(上村智恵子)議長。
- 〇議長(山下敏二)上村君。
- ○7番(上村智恵子) 1点目、町長は政府が決定した消費税率の引き上げは致し方ないものと考えているようですが、私たちは消費税率の引き上げが強行されれば景気悪化は必至であり、中小業者の営業は根底から破壊されると考えます。現に、古平町がそうです。水産加工会社の倒産の原因が、一つは消費税の滞納が挙げられているのです。消費税は収入のない子どもや東日本大震災の被災者にもかかります。低所得者ほど重く、高額所得者ほど軽い、逆進的な不公平税制です。まさに憲法の応能負担原則に反します。政府は社会保障のためと言いますが、立場の弱い人にこれ以上の負担を押しつける消費税増税は、社会保障財源に最もふさわしくありません。

2点、3点目の水道料使用料ですが、仁木町では85未満の水道料使用者が65歳未満50%もいて、基本

た数をやっと10たから8たに引き下げてもらいました。それがまた値上げになるのですから、厳しいものがあります。隣の余市町では、消費税の転嫁は一切ないとしていますが、こういうことで、どういうふうにこの消費税を上げなくても良い町村があるのか、わかればお知らせください。

- ○総務課長(岩井秋男)議長。
- 〇議長(山下敏二)岩井総務課長。
- 〇総務課長(岩井秋男)消費税の関係につきましては、2月の12日の日、後志管内の条例研究会というのがございました。その中で、上水道の値上げにつきましてはですね、管内町村のうち11町村で値上げをするということで情報を得ております。なぜ値上げをするのかということはですね、各町村の判断に委ねられているものと判断しております。以上です。
- ○7番(上村智恵子)議長。
- 〇議長(山下敏二)上村君。
- ○7番(上村智恵子)公営企業会計になっている上下水道分は、これは値上げしなければならないかもしれませんけれどもね、この消費税法の60条第6項、同条同項は、自治体が一般会計に係る業務として行う事業については、課税標準に対する消費税額と控除することができる消費税額とを同額にみなすことによって、結果的に納税額が発生しない仕組みとしているっていうことでね、あるんですよね。それで、転嫁しないっていうところも実害ではないと思います。町民センターの使用料は、行財政改革プランで一旦、値上げされていました。財政の健全化でほとんどのことが元に戻っていますが、この使用料はそのままです。せめて消費税分を転嫁しないで、この使用料を使わせてほしいっていうことで思っているんですけれども。総務省は、少しでも町民から取ろうと思うかもしれませんけれどもね、町長はこの総務省の説明どおり値上げするようですが、町民が使いやすい使用料にしてほしいと思いますのでね、たくさんの人が町民センターや健康センターというか、そういうところに通って行けるような使いやすい使用料にしてほしいと思いますが、いかがでしょうか。
- 〇町長(佐藤聖一郎)議長。
- 〇議長(山下敏二)佐藤町長。
- 〇町長(佐藤聖一郎) 只今の上村議員の質問にお答えいたしますが、私も率直なことを言えば、消費税を上げることには、正直誰もが反対すると思います。消費税を上げることに対して賛成する人なんてほとんどいないというふうに思います。しかし、消費税増税には一長一短にありまして、今後国の財政上状況下で社会保障の維持を考えたら、増税やむなしと考えるほかないというふうに私は判断いたしました。しかし今後、国がこういうような経済を活性化して所得を増やしてくれるなど、今後の政策として経済雇用精査が早急に打ち出されるのかっていえば、まだ疑問に感じております。したがって、私は何度も申しますとおり、各自治体が努力をして経済力を養うような政策を今後考え出していかなければならない。それは何なのか、そこを私は農業であるというふうに考えておりますので、今後そういう部分含めて政策を打ち出していきたいというふうに思っています。施設などの消費税増税に対しまして、私もできれば多くの町民が利用してもらうことが一番望ましいというふうに思います。しかしこれが、じゃあ来年10月から10%になったときに、また新たに問題を抱えなければいけない状況下で、段階的にではありますけども、その辺のご理解も含めてですね、更に町民が利用しやすくなるような環境下を我々も様々なことを考えて取り組んでまいりますので、その辺のご理解も含めて認識していただきたいというふうに思います。以上です

- ○7番(上村智恵子)議長。
- 〇議長(山下敏二)上村君。
- ○7番(上村智恵子) 先ほど水道料のところで、11町村が値上げして、他のところはまだ考え中なのかもしれませんけれども、旭川では住民負担増を軽減する立場で、低所得者の水道料金など減免措置を取るそうです。やはり値上げしても生活できる人たちは良いでしょうけれども、本当にこの住民生活が大変になっていく中でね、やはりこの使用料のことは考えてほしいと思うんですけれども、内容につきましては、また条例のところで詳しく聞いていきたいと思いますので、私の質問は以上で終わります。
- ○議長(山下敏二)以上で、一般質問を終わります。

暫時休憩します。

休憩 午後 0時03分

再 開 午後 1時15分

○議長(山下敏二)休憩前に引き続き、会議を開きます。只今の出席議員は、9名です。

日程第 3 議案第 6 号 平成26年度余市郡仁木町一般会計予算 日程第 4 議案第 7 号 平成26年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計予算 日程第 5 議案第 8 号 平成26年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計予算 日程第 6 議案第 9 号 平成26年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計予算

〇議長(山下敏二)日程第3、議案第6号『平成26年度余市郡仁木町一般会計予算』ないし、日程第6、議 案第9号『平成26年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計予算』以上、4件を一括議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。佐藤町長。

- ○町長(佐藤聖一郎)議長。
- ○議長(山下敏二)佐藤町長。
- 〇町長(佐藤聖一郎) それでは、只今一括上程されました平成26年度予算について、提案説明を申し上げます。

一般会計の歳入では、町税は町民税、固定資産税などを合わせて2億6445万円で、その他の財源と合わせても自主財源は5億5698万円にとどまり、まだまだ自主財源に乏しく、歳入の51%を地方交付税に依存しております。自主財源及び地方交付税の増減は、事務事業の実施に大きく影響を及ぼしますことから、行政本来の目的であります質の高い行政サービスの提供を目指し、最小の経費で最大の効果が発揮できるよう財源の重点的かつ効率的な配分に努め、財源の不足分につきましては財政調整基金1億2430万円を取り崩し、繰り入れを行い、平成26年度の予算編成を行ったところであります。

平成26年度の予算規模でございますが、一般会計予算総額35億7899万8000円(前年対比7億332万1000円)、24.5%の大幅な増でございます。国民健康保険事業特別会計総額2億4332万2000円(前年対比2120万4000円)、8.0%の減でございます。簡易水道事業特別会計総額4億1683万6000円(前年対比1億9745万8000円)、32.1%の減でございます。後期高齢者医療特別会計総額6388万9000円(対前年比215万3000円)、3.5%の増でございます。4会計予算の合計は、総額43億8681万2000円、12.8%の増となっております。平成26年3

月7日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。以上をもちまして、4会計の提案説明とさせていただきます。

○議長(山下敏二)一括議題、4件の説明が終わりました。

お諮りします。本件については、議会運営委員会委員長報告のとおり、議長を除く議員8名で構成する「平成26年度各会計予算特別委員会」を設置し、これに付託して休会中に審査することとしたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(山下敏二)「ご異議なし」と認めます。

したがって、本件については議長を除く議員8名で構成する「平成26年度各会計予算特別委員会」を設置し、これに付託して休会中に審査することに決定しました。

なお、「平成26年度各会計予算特別委員会」の正副委員長の選任については、仁木町議会委員会条例第7条第2項の規定により、特別委員会において互選となっていますので、休憩中に互選願います。

暫時休憩します。

休憩 午後 1時19分

再 開 午後 1時46分

○議長(山下敏二)休憩前に引き続き、会議を開きます。只今の出席議員は、9名です。

休憩中に行われた「平成26年度各会計予算特別委員会」正副委員長の互選結果を報告します。

「平成26年度各会計予算特別委員会」委員長に宮本君、副委員長に大野君が互選されましたので、報告 します。

次に、資料要求の件について、お諮りします。本委員会において、委員から審査に必要な関係資料の請求があったときは、所定の手続きをもって町長に資料要求したいと思います。これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(山下敏二)「ご異議なし」と認めます。

したがって、委員から審査に必要な関係資料の要求があったときは、所定の手続きをもって町長に資料 要求することに決定しました。

日程第7 議案第4号

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための

消費税法の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

〇議長(山下敏二)日程第7、議案第4号『社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

- ○町長(佐藤聖一郎)議長。
- ○議長(山下敏二)佐藤町長。
- ○町長(佐藤聖一郎)それでは、議案第4号でございます。

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について。社会保障の安定財源の確保等を図る税制の 抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例 を別紙のとおり制定する。平成26年3月7日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。以上、提案説明とさせていた だきます。

○議長(山下敏二)説明が終わりました。

お諮りします。本件については、議会運営委員会委員長報告のとおり「平成26年度各会計予算特別委員会」に付託し、休会中に審査することにしたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(山下敏二)「ご異議なし」と認めます。

したがって、本件については「平成26年度各会計予算特別委員会」に付託して、休会中に審査すること に決定しました。

日程第8 議案第5号

ふれあい遊トピア公園及び仁木町民スキー場の指定管理者の指定について

○議長(山下敏二)日程第8、議案第5号『ふれあい遊トピア公園及び仁木町民スキー場の指定管理者の 指定について』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

- ○町長(佐藤聖一郎)議長。
- 〇議長(山下敏二)佐藤町長。
- ○町長(佐藤聖一郎) それでは、議案第5号でございます。

ふれあい遊トピア公園及び仁木町民スキー場の指定管理者の指定について。ふれあい遊トピア公園及び仁木町民スキー場の指定管理者を次のとおり指定したいので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項及び仁木町公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例(平成17年仁木町条例第22号)第5条第1項の規定により、議会の議決を求める。平成26年3月7日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。記といたしまして、1.指定管理者に管理を行わせる施設の所在地及び名称。所在地、仁木町大江1丁目地内。名称、ふれあい遊トピア公園及び仁木町民スキー場。2.指定管理者に指定する団体の住所及び名称。住所、伊達市大滝区三階滝町637番地1。名称、株式会社 北海道名販 代表取締役 元田英樹。3.指定の期間、自・平成26年4月1日、至・平成29年3月31日。以上。提案説明とさせていただきます。

○議長(山下敏二)説明が終わりました。

お諮りします。本件については、議会運営委員会委員長報告のとおり「平成26年度各会計予算特別委員会」に付託して、休会中に審査することにしたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(山下敏二)「ご異議なし」と認めます。

したがって、本件については「平成26年度各会計予算特別委員会」に付託して、休会中に審査すること に決定しました。

暫時休憩します。

休憩 午後 1時52分

再 開 午後 1時52分

○議長(山下敏二)休憩前に引き続き、会議を開きます。只今の出席議員は、9名です。

お諮りします。以上で、本日の日程はすべて終了しました。本日は、これで散会したいと思います。これ にご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(山下敏二)「ご異議なし」と認めます。

したがって、本日はこれで散会することに決定しました。本日は、これで散会します。

なお、次回は3月24日、月曜日、午前9時30分より開会しますので、出席願います。本日のご審議、ご苦労様でした。

散 会 午後 1時53分

以上、会議の経過は書記が記録したものであるが、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議長

署名議員

署名議員

平成26年第1回仁木町議会定例会(2日目)議決結果表

会 期 平成26年3月7日~18日(12日間) 2日目 平成26年3月10日(月) (開会~午前9時30分/散会~午後1時53分)

				1
	案号	議件名	議決年月日	議決結果
議 第6	案号	平成26年度余市郡仁木町一般会計予算	H26. 3. 10	平成26年度 各会計予算 特別委員会 付 託
議 第7	案号	平成26年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計予算	H26. 3. 10	
議 第8	案号	平成26年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計予算	H26. 3. 10	
議 第 9	案号	平成26年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計予算	H26. 3. 10	
議 第 4	案号	社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部 を改正する等の法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について	H26. 3. 10	
議 第 5	案号	ふれあい遊トピア公園及び仁木町民スキー場の指定管理者の指定について	Н26. 3. 10	